

第4号議案

関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月28日提出

関西広域連合広域連合長 三日月 大造

関西広域連合条例第 号

関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例

関西広域連合事務局設置条例（平成22年関西広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中エを削り、オをエとし、同条第3号及び第4号中「(大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

